



桐生市生活保護業務の適正化に関する 第三者委員会の設置要綱の制定について

生活保護業務に関する不適切な事務処理及び対応について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証を行い、その原因究明と再発防止の徹底を図るため、第三者委員会を立ち上げます。まずは、第三者委員会の設置について要綱制定を行いましたので、お知らせいたします。

・施行日 令和6年1月31日

【問い合わせ】
総務部人材育成課
TEL 0277-46-1111（内線541）